茨城県内で加工食品を製造し、栃木県内の観光ホテルに卸していたが、原発事故により観光ホテルから取引を打ち切られて廃業を余儀なくされた申立人について、5年分の年間利益に原発事故による寄与度5割を乗じて算定した金額が、廃業損害として賠償された事例。

和解契約書(全部)

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)について、申立人X(以下「申立人」という。)と被申立人東京電力株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

- (1) 廃業損害(○○製造業)
- (2) 財物損害(真空パック包装機および冷暖房設備)
- (3) 本件和解仲介に関する弁護士費用
- 2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項記載の損害項目に対する和解金として、下記のとおり金370万8000円の支払義務があることを認める。

記

- (1) 廃業損害(○○製造業) 金350万円
- (2) 財物損害(真空パック包装機および冷暖房設備) 金10万円
- (3) 本件和解仲介に関する弁護士費用 金10万8000円
- (4) 上記合計 金370万8000円
- 3 支払方法

(省略)

4 清算条項

申立人と被申立人は,第1項記載の損害項目について、以下の点を相互に確認する。

- (1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求をすることを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。
- (2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して 別途請求しない。
- 5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立

人が署名(記名)押印の上、各1通ずつを保有するものとする。また、被申立 人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付す る。

平成25年12月19日

(仲介委員 小田修司)